

物品等の契約の登録業者を指名停止

1 事案の概要

公正取引委員会は、香川県発注の特定土木一式工事の入札参加業者に対し、令和8年6月25日、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものとして、独占禁止法に基づき課徴金納付命令を行った。

このことは東かがわ市物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表第6号（ア）（独占禁止法違反行為／県内）に該当するので、同要領第1条に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者・所在地・指名停止期間

業者名	所在地	指名停止期間
南部開発株式会社 代表取締役 杉田 哲也	高松市勅使町299番地2	令和8年7月10日 ～令和9年3月9日 (8か月間)

問い合わせ先

東かがわ市役所 総務課

電話 0879-26-1214

FAX 0879-26-1332